



秋田県公報

目次

告示

- 生活保護法による医療機関の指定(二二四・福祉政策課)
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可(二二五・秋田建設事務所)
- 道路区域の変更及び供用開始(二二六・道路環境課)
- 道路区域の変更(二二七、二二八・道路環境課)
- 道路区域の変更及び供用開始(二二九、二三〇・道路環境課)
- 道路の供用開始(二三一・道路環境課)
- 道路区域の変更(二三三・道路環境課)
- 建築基準法による道路位置の指定(二三四・平鹿建設事務所)
- 都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(二三五・都市計画課)
- 船川港港湾計画の変更の概要(二三六・港湾空港課)

公告

- 主要農作物の奨励品種の採用及び除外(水田総合利用推進課)
- 県営土地改良事業の換地処分(仙北総合農林事務所)
- 公安委員会規則
- 警備法施行細則の一部を改正する規則(三・生活安全企画課)
- 秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則(四・警備課)
- 公安委員会告示
- 道路交通法による技能検定員審査の実施(二〇、二二、二三)
- 道路交通法による教習指導員審査の実施(二二、二四)
- 内水面漁場管理委員会告示
- 第五種共同漁業権に係る増殖量(一、二)
- 内水面漁場管理委員会指示
- ブラックバス等外来魚の再放流等の禁止(一)

告示 示

秋田県告示第二百二十四号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十五年三月二十八日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診療科名	指定年月日
佐藤薬局	佐藤 美津子	南秋田郡八郎潟町字一日市三百六十六番地二	調剤薬局	平成十四年十月一日

秋田県告示第二百二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条

第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十五年三月二十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 施行者の名称 秋田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 秋田市計画公園事業五・六・三号一つ森公園
- 三 事業施行期間 昭和五十三年十二月七日から平成十九年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - (一) 収用の部分
変更なし
 - (二) 使用の部分
変更なし

一 道路の区域及び供用開始の区間

一般国道	道路の種類		区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧			
百五号			北秋田郡阿仁町萱草字十二沢四八番五地先から五〇番二地先まで	一九・〇〇〃三九・〇〇	〇・〇六八
			"	二〇・〇〇〃四七・〇〇	〇・〇六八

- 二 供用開始の期日 平成十五年三月二十八日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十五年三月二十八日から同年四月十日まで

秋田県告示第二百二十七号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十五年三月二十八日
 秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧			
百五号	新	旧	A	北秋田郡阿仁町笑内字鳥坂六三番九地先から字笑内下モ六五番一〇・〇〇〃一四二・〇〇	二・一三三
			B	北秋田郡阿仁町笑内字鳥坂五五番地先から字笑内九〇番一五・五〇〃一五・〇〇	一・七八二
	旧	新	A	北秋田郡阿仁町笑内字鳥坂六三番九地先から字笑内下モ六五番一〇・〇〇〃一四二・〇〇	二・一三三
			B	北秋田郡阿仁町笑内字鳥坂五五番地先から字笑内九〇番一五・五〇〃一五・〇〇	一・七八二

一般国道		新	旧
		百五号	百五号
		北秋田郡阿仁町笑内字鳥坂六三番九地先から字笑内下モ六五番一 地先まで	北秋田郡阿仁町笑内字鳥坂五五番地先から字笑内九〇番一 地先まで
		一〇〇・〇〇〇	一四二・〇〇〇
		二・一三三	一・七八二

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十五年三月二十八日から同年四月十日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年三月二十八日

秋田県告示第二百二十八号

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

一般国道		新	旧	新	旧	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
		百五号	百五号	百五号	百五号						
		大曲市内小友字中伊岡九〇番一から字浅川一〇三番まで	B	A	大曲市内小友字中伊岡九〇番一から字浅川一〇三番まで	"	大曲市内小友字中伊岡九〇番一から字浅川一〇三番まで	"	大曲市内小友字中伊岡九〇番一から字浅川一〇三番まで	一〇七・〇〇〇	〇・〇五九
			B	A							
		一〇七・〇〇〇	一〇七・〇〇〇	一〇七・〇〇〇	一〇七・〇〇〇						
		〇・〇五九	〇・〇五九	〇・〇五九	〇・〇五九						

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十五年三月二十八日から同年四月十日まで

秋田県告示第二百二十九号

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
			大館十和田湖線			一三・〇〇〇～一八・〇〇〇	〇・〇四二
			大館十和田湖線			一五・〇〇〇～三二・〇〇〇	〇・〇四一

二 供用開始の期日 平成十五年三月二十八日
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十五年三月二十八日から同年四月十日まで

秋田県告示第二百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十五年三月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
			杉沢上小阿仁線			六・五〇〇～九・〇〇〇	〇・一一四
			杉沢上小阿仁線			六・五〇〇～二四・〇〇〇	〇・一一四

二 供用開始の期日 平成十五年三月二十八日
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十五年三月二十八日から同年四月十日まで

秋田県告示第二百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十五年三月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)	
県道	新	旧	金光寺能代線	金光寺能代線	能代市浅内字此掛沢一四一番六地先から河戸川字東堂前二六六番一 地先まで	一〇・五〇〇	一八・〇〇〇	二・三六一
					能代市浅内字此掛沢一四一番六地先から河戸川字東堂前二六六番一 地先まで	一〇・五〇〇	一八・〇〇〇	二・三六一
県道	新	旧	金光寺能代線	金光寺能代線	能代市浅内字此掛沢一四一番六地先から河戸川字西堂前二〇番 二地先まで	九・七〇〇	七〇・六〇〇	二・一三四
					能代市浅内字此掛沢一四一番六地先から河戸川字東堂前二六六番一 地先まで	一〇・五〇〇	一八・〇〇〇	二・三六一

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十五年三月二十八日から同年四月十日まで

秋田県告示第二百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十五年三月二十八日

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間
		湯沢市田町二丁目二二六番一	地先から二四

秋田県知事 寺田典城

県道 西松沢杉沢線

三番一地先まで

二 供用開始の期日 平成十五年三月二十八日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十五年三月二十八日から同年四月十日まで

秋田県告示第二百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年三月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)	
旧	比内森吉線	A	比内森吉線	北秋田郡森吉町森吉字深渡家ノ上一番一から字惣瀬沢二番四まで	B	八・〇〇〇	五九・〇〇〇	四・九五〇
						三・五〇〇	五九・〇〇〇	五・二七八

秋田県告示第二百三十五号

申請者の住所及び氏名 横手市朝倉町六番二十八 小原 吉十郎	道路の位置の指定箇所 横手市八幡字石町二十九番、三十番地先 横手市八幡字上長田百二十三番、百二十四番、百二十五番地先	道路の延長 七七・八〇メートル	道路の幅員 四・〇〇～五・五〇メートル	指定年月日 平成十五年三月十九日
-------------------------------------	--	--------------------	------------------------	---------------------

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第

秋田県告示第二百三十四号

秋田県知事 寺 田 典 城

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年三月二十八日から同年四月十日まで

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十五年三月二十八日

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

新	旧			新			
	比内森吉線			比内森吉線			
北秋田郡森吉町森吉字深渡家ノ上一番二から字惣瀬沢二番四 まで	C	B	A	C	B	A	C
	北秋田郡森吉町森吉字深渡家ノ上一番二から字惣瀬沢二番四まで	〃	北秋田郡森吉町森吉字深渡家ノ前一番二地先から字惣瀬沢三九番九まで	北秋田郡森吉町森吉字深渡家ノ上一番二から字惣瀬沢二番四まで	〃	北秋田郡森吉町森吉字深渡家ノ前一番二地先から字惣瀬沢三九番九まで	〃
一〇・〇〇〇～七四・〇〇〇	一〇・〇〇〇～七四・〇〇〇	八・〇〇〇～五九・〇〇〇	三・五〇〇～五九・〇〇〇	一〇・〇〇〇～七四・〇〇〇	八・〇〇〇～五九・〇〇〇	三・五〇〇～五九・〇〇〇	一・一〇〇〇～七四・〇〇〇
三・六二二	三・六二二	四・八七一	五・一九九	三・六二二	四・八七一	五・一九九	三・六二二

十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年三月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画の種類及び名称

大曲都市計画緑地(雄物川河川緑地及び丸子川河川緑地)

二 都市計画を変更した土地の区域

(一) 雄物川河川緑地

変更した部分 大曲市小貫高畑字七ツ小屋下段乙、字向七ツ小屋乙及び字蓮沼、

大曲西根字青野、字東道地野、字弟蔵、字上寺野、字中寺野、字下寺野及び字道

地野西下野、蛭川字吉兵工野、字中島及び押切、花館字南裏地、字下竹花下川原、

字土川原、字与蔵野、字西裏地及び字中野下川原

(二) 丸子川河川緑地

追加した部分 大曲市須和町三丁目、大町、浜町、丸子町、大花町、黒瀬町、

丸の内町及び大曲西根字中寺野

三 都市計画の変更年月日 平成十五年三月二十八日

秋田県告示二百三十六号

船川港港湾計画の一部を変更したので、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)

第三条の三第九項の規定に基づき、変更の概要を次のとおり公示する。

平成十五年三月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一 変更の概要

金川地区の土地利用計画を次のように改める。

地区名	面積(ヘクタール)	用途
六	六	ふ頭用地
一八	一八	港湾関連用地
二〇	二〇	工業用地

金 川	
一一	交通機能用地
一五	緑地
一二	レクリエーション施設用地

二 変更後の港湾計画の縦覧の場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部港湾空港課

男鹿市船川港船川字外ヶ沢百三十四番地 船川港湾事務所

公 告

水稲うるち「秋田酒こまち」及び大豆「おおすず」を秋田県主要農作物の奨励品種に採用し、水稲うるち「トヨニシキ」及び「あきた39」、小麦「キタカミコムギ」及び「あきたつこ」、大麦「べんけいむぎ」並びに大豆「ライデン」及び「スヌタカ」を秋田県主要農作物の奨励品種から除外したので、公告する。

なお、採用された品種の水稲うるち「秋田酒こまち」及び大豆「おおすず」の来歴及び特性は、次のとおりである。

平成十五年三月二十八日

秋田県知事 寺田典城

品種名	来歴	特 性	
		熟期	適地
秋田酒こまち	母 秋系酒251 父 秋系酒306	中生	県内平坦部
おおすず	母 刈交296F。 父 刈系237号	中生	県内全域

平成十五年三月十九日県営土地改良事業(日暮地区ほ場整備事業(担い手育成型))の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第3号

警備業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年3月28日

秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道

警備業法施行細則の一部を改正する規則

警備業法施行細則（平成6年秋田県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「、重さ」を「及び重さ」に改め、「同じ。）」の次に「、警戒杖（長さ90センチメートル超130センチメートル以下の円棒（白樫若しくはこれより硬度の低い木材若しくは強化ガラス又は樹脂を主たる材質とする直径2.8センチメートル以下のもの又はアルミ合金を主たる材質とする先筒部分の直径2.8センチメートル以下及び厚さ0.2センチメートル以下の2段式若しくは3段式のものに限る。）をいう。以下同じ。）及び非金属製の楯（縦50センチメートル以下、横30センチメートル以下及び厚さ1.8センチメートル以下のもの（楯の正面の像が長辺50センチメートル及び短辺30センチメートルの長方形の内部に収まるものであって、厚さ1.8センチメートル以下のものを含む。）に限る。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「前項第2号ただし書の警戒棒」を「警戒棒及び警戒杖」に改め、「第1条第2項」の次に「に規定する場外発売場」を加え、「第17条の7」を「第2条第1項に規定する場外設備」に、「昭和23年商工省令第28号）第4条の2」を「平成14年経済産業省令第97号）第12条第1項」に、「場外発売所において警備業務を行う場合」を「場外車券発売施設で警備業務を行う場合において警戒棒を携帯するとき」に改め、同条に次の2項を加える。

3 警備業者及び警備員は、前2項に定める場合のほか、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合においては、警戒杖を携帯してはならない。

- (1) 警備業法第2条第5項に規定する機械警備業務（指令業務を除く。）
(2) 警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規則」という。）第1条第1項に規定する常駐警備業務（警察官が現に警戒を行っている施設のうち次に掲げるものにおいて行われるものに限る。）
ア 空港

- イ 原子力発電所その他の原子力関係施設
ウ 大使館、領事館その他の外交関係施設
エ 国会関係施設及び政府関係施設
オ 石油備蓄基地その他の石油関係施設、火力発電所その他の電力関係施設、ガス製造所その他のガス関係施設、浄水場その他の水道関係施設、鉄道、航空その他の交通の安全の確保のための業務が行われている施設その他これらの施設に準ずる施設であつて、当該施設に対して公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成14年法律第67号）第1条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為（以下「テロ行為」という。）が行われた場合に多数の者の生活に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

カ 火薬、毒物又は劇物の製造又は貯蔵に係る施設その他これに準ずる施設であつて、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に当該施設内又は当該施設の周辺の人の生命又は身体に著しい危険が生じるおそれのあるもの

(3) 検定規則第1条第1項に規定する核燃料物質等運搬警備業務及び貴重品運搬警備業務

4 警備業者及び警備員は、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合においては、非金属製の楯を携帯してはならない。

- (1) 前項各号に掲げる警備業務
(2) 前号に掲げるもののほか、検定規則第1条第1項に規定する常駐警備業務（深夜（午前零時から日の出までをいう。）において行われるものに限る。）
本則に次の1条を加える。

第6条 法第16条の2に規定する医師は、精神保健及び精神障害者に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項に規定する精神保健指定医とする。

附 則

この規則は、平成15年3月31日から施行する。

秋田県公安委員会規則第4号

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年3月28日

秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則（昭和32年秋田県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

人	人	人	人	人	人	人	人
56	84	148	111	150	549	242	
29	84	354	445	432	1,344	156	
85	168	502	556	582	1,893	398	

別表中

を

人	人	人	人	人	人	人	人
57	89	168	107	140	561	244	
29	84	329	451	439	1,332	154	
86	173	497	558	579	1,893	398	

に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

秋田県公安委員会告示第20号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公告する。

平成15年3月28日

秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道

1 技能検定員審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型）
- (2) 技能検定員審査（普通）
- (3) 技能検定員審査（大特）
- (4) 技能検定員審査（大自二）
- (5) 技能検定員審査（普自二）
- (6) 技能検定員審査（牽引）

2 技能検定員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日

平成15年5月6日（火）午前10時から午後4時まで

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができるとする運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第2項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当することであることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成15年4月7日（月）から同年4月11日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター 教習所

係

4 審査手数料

(1) 技能検定員審査（普通）を受けようとする者については、20,500円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ20,500円から同表右欄の技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては14,750円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ14,750円から同表右欄の技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査に係る額に掛ける額を減じた額）とする。

審査細目	技能検定員審査（普通）に係る額	技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査に係る額
------	-----------------	------------------------------

1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	3,950円	1,450円
2 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法	6,750円	2,450円
3 教則の内容となっている事項	1,900円	2,200円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	1,900円	2,200円
5 技能検定の実施に関する知識	1,950円	2,100円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	2,000円	2,050円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（普通）を受けようとする者には11,650円、技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者には5,050円を減ずる。

2 審査細目の3及び4に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（普通）を受けようとする者には4,100円、技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者には4,750円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（普通）を受けようとする者には19,700円、技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者には13,950円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

秋田県公安委員会告示第21号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成15年3月28日

秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道

1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査（大型）
- (2) 教習指導員審査（普通）
- (3) 教習指導員審査（大特）
- (4) 教習指導員審査（大自二）
- (5) 教習指導員審査（普自二）
- (6) 教習指導員審査（牽引）

2 教習指導員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日
平成15年5月6日（火）午前10時から午後4時まで
- (2) 場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 教習指導員審査の申請手続

- (1) 申請手続
ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができるとする運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第4項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当することを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

秋田県の休日を除き、平成15年4月7日（月）から同年4月11日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所
係

4 審査手数料

(1) 教習指導員審査(普通)を受けようとする者において、12,150円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,150円から同表中欄の教習指導員審査(普通)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者においては9,850円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ9,850円から同表中欄の教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

審査細目	技能検定員審査(普通)に係る額	技能検定員審査(普通)以外の種類の技能検定員審査に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,100円	1,450円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,350円	1,350円
3 学科教習に必要な教習の技能	1,250円	1,250円
4 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	1,250円	1,300円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	1,250円	1,300円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	1,200円	1,200円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者においては6,350円、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受

けようとする者においては4,000円を減ずる。
2 審査細目の4及び5に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者においては2,600円、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者においては2,650円を減ずる。
3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者においては1,400円、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者においては9,100円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018-823-7740)

秋田県公安委員会告示第22号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公告する。
平成15年3月28日

秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道

1 技能検定員審査の種類

(1) 技能検定員審査(普通二種)

2 技能検定員審査開始の期日及び場所

(1) 期日

平成15年5月6日(火)午前9時から正午まで

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、大型自動車第二種免許又は普通自動車第

二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（普通）を提示すること。
 1 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号に該当する者であるときは、審査申請書に、該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間
 秋田県の休日を含め、平成15年4月7日（月）から同年4月11日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

4 審査手数料

(1) 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者については、22,050円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ22,050円から同表右欄の技能検定員審査（普通二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審査細目	技能検定員審査（普通二種）に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,750円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	8,250円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,850円
4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,300円

備考 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除される場合は、15,150円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

秋田県公安委員会告示第23号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公告する。

平成15年3月28日

秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道

1 技能検定員審査の種類

(1) 技能検定員審査（大型二種）

2 技能検定員審査開始の期日及び場所

(1) 期日

平成15年5月28日（火）午前9時から正午まで

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、大型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（大型）を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号又は第3項第1号に該当する者であるときは、審査申請書に、該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

秋田県の休日を含め、平成15年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成15年5月19日（月）から同年5月23日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

4 審査手数料

(1) 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者については、22,050円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ22,050円から同表右欄の技能検定員審査（大型二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審査細目	技能検定員審査（普通二種）に係る額

1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,750円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	8,250円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,850円
4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,300円

備考 審査細目の1、2、3及び4に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、21,300円を減ずる。

(2) 納付方法
審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先
秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

秋田県公安委員会告示第24号
道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成15年3月28日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

1 教習指導員審査の種類

(1) 教習指導員審査（大型二種）

(2) 教習指導員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日及び場所

(1) 期日

平成15年5月28日（水）午前9時から正午まで

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）をちょう付し、教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者には大型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（大型）を、教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者には大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（普通）を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号又は第5項第1号に該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ該当各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間
秋田県の休日を除き、平成15年5月19日（月）から同5月23日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

4 審査手数料

(1) 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者には、12,550円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,550円から同表右欄の教習指導員審査（大型二種、普通二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審 査 細 目	教習指導員審査 （大型二種、普通 二種）に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,900円
2 技能教習に必要な教習の技能	2,050円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,850円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、8,950円を減ずる。

2 審査細目の1、2及び3に掲げる項目についての審査を併せて免除

されるときは、11,800円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018-823-7740)

内水面漁場管理委員会告示

秋田県内水面漁場管理委員会告示第一号

内水面における増殖事業の推進を図るため、平成十五年度の第五種共同漁業権魚種に係る増殖量について、次のとおり定めたので、告示する。

平成十五年三月二十八日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 伊 藤 彊

漁業協同組合	免許番号	魚					種			産卵場 造成箇所
		あゆ 千尾	いわ なめ 千尾	こぶ いな kg	にじます kg	やう つな めぎ 尾	さくらます 千尾			
雄勝漁業協同組合	内共 1号	250	140						2	
皆瀬川筋漁業協同組合	内共 2.3号	150	10	145	65				2	
成瀬川漁業協同組合	内共 4号	65	90	100	600				2	
雄物川上流漁業協同組合	内共 5号	110	30	600		100			3	
県南漁業協同組合	内共 6号	120	5	1,500		100			3	
旭東漁業協同組合	内共 7号	230	20	500		100			3	
仙北漁業協同組合	内共 8号		25	2,280	120				6	
仙北中央漁業協同組合	内共 9号	35	40	1,200		100			2	
北仙漁業協同組合	内共 10号	400	85	300	600	100			2	
仙北西部漁業協同組合	内共 11号	35	40	2,135		300			7	
岩見川漁業協同組合	内共 12号	300	100	400	160	100			2	
鹿角市河川漁業協同組合	内共 13号	30	50		320				2	
比内町漁業協同組合	内共 14号	20	55	120	120	100			2	
小坂町漁業協同組合	内共 15号		15		120				2	
大館市漁業協同組合	内共 16号	40	20	200	400	100			2	
田代町漁業協同組合	内共 17号	140	40	200	80	100			2	
鷹巣町漁業協同組合	内共 18号	60	20	100	240				2	
阿仁川漁業協同組合	内共 19号	200	100	240	20	650	100		2	
萩形ダム漁業協同組合	内共 20.21号	40	80	580					2	
粕毛漁業協同組合	内共 22号	110	60	320					2	
能代市常盤川漁業協同組合	内共 23号	40	10			100			7	
子吉川水系漁業協同組合	内共 24号	120	40	2,000		450			2	
矢島町漁業協同組合	内共 25号	130	5	320					2	
八森町真瀬川漁業協同組合	内共 26号	65	20		10				2	
馬場目川漁業協同組合	内共 27号	35	25	100	20				3	
田沢湖町漁業協同組合	内共 28号	50	35	60					2	
合 計		2,775	1,160	13,400	2,875	2,400	100		70	

秋田県内水面漁場管理委員会告示第一号
 内水面(十和田湖)における増殖事業の推進を図るため、平成十五年年度の第五種共同漁業権に係る増殖量について、次のとおり定めたので、告示する。
 平成十五年三月二十八日
 秋田県内水面漁場管理委員会会長 伊藤 彊

免許番号	漁業協同組合名	魚 種	増 殖 量
農内共第一号	十和田湖増殖漁業協同組合	ひめます こい ふな えび さくらます	二十万尾 五万尾 五万尾 十六箇所 一万尾

内水面漁場管理委員会指示

秋田県内水面漁場管理委員会指示第一号
 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定に基づき、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。
 平成十五年三月二十八日
 秋田県内水面漁場管理委員会会長 伊藤 彊

一 指示の内容

次に掲げる水産動物は、採捕した河川湖沼及びこれに連続する水域にこれを再び放し、又は生かしたままその水域から持ち出してはならない。
 ただし、公的機関が試験研究に供する場合、及び特に内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。
 (一) ブラックバス(オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚)
 (二) ブルーギル
 二 指示の期間
 平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

正 誤

ページ

段

行

誤

正

平成十五年一月三十一日(第千四百四十号)掲載の公告(土地改良区の役員の変更及び就任の届出)
 (原稿誤り)

五	上	始めか	八	嘉蔵	八	柳嘉蔵
〃	〃	始めか	島	喜明	島	崎喜明
〃	〃	始めか	八	三郎	八	柳三郎
〃	〃	始めか	八	照隆	島	崎照隆
〃	〃	始めか	八	嘉蔵	八	柳嘉蔵
〃	〃	始めか	八	喜明	島	崎喜明
〃	〃	始めか	八	三郎	八	柳三郎
〃	〃	始めか	八	茂悦	島	崎茂悦
〃	〃	始めか	八	茂悦	島	崎茂悦
〃	〃	始めか	八	三郎	八	柳三郎
〃	〃	始めか	八	茂悦	島	崎茂悦

平成十五年三月十一日秋田県公報第千四百五十一号掲載の秋田県公告(県営土地改良事業の換地処分)
 (印刷誤り)

三	上	終わ	河	川
一	から	十	河	川

発行者 秋田県 秋田市山王四丁目一番一号
 印刷者 秋田県 秋田市山王七丁目五番二十九号
 印刷所 秋田県 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
 E-mail:matsubarar@matsubararansatsuo.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号 原印 印刷 社
 松原 繁 雄